



浪江町告示第 46 号

本町の字の区域の変更を次のとおり変更する旨、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 2 項の規定により告示する。

なお、この効力は、同法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 179 条の規定に基づき、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 54 条第 4 項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生じる。

平成 18 年 6 月 22 日

浪江町長 横山 藏 人



記

|          |  |
|----------|--|
| 編入する字名   | 同左に編入される区域   |
| 大字羽附字瀬ノ上 | 大字羽附字館ノ下 1 から 3 までの各一部、25 の一部、29 の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部   |
| 大字羽附字館ノ下 | 大字羽附字前田 1 の一部、5 の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部  |
| 大字羽附字前田  | 大字羽附字館ノ下 17 の一部、33 の一部、45 の一部、48 の一部、52 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部   |
|          | 大字羽附字館ノ沢 2 の 2 及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに 2 の 1 に隣接する道路である国有地の全部  |
|          | 大字羽附字羽附前 16 の 1 及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに 4 の 2、16 の 2 に隣接する道路である国有地の全部  |
| 大字羽附字羽附前 | 大字羽附字前田 11 及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部  |
|          | 大字羽附字羽附 18 の 2、24 の 3、24 の 4 及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部  |
|          | 大字羽附字二枚橋 2 の 35 の一部、2 の 36、2 の 37、2 の 39 の一部、2 の 40、2 の 41 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに 2 の 5 に隣接する水路である国有地の全部 |
|          | 大字羽附字荒神森 11 の 2、12 の 2   |